

県民税配当割

県税のしおり
令和7年度

上場企業や金融機関などから特定配当等の支払いを受けるときにかかります。

● 納 め る 人

特定配当等の支払いを受けるべき日現在、県内に住所のある個人が、特定配当等の支払いをする上場企業や金融機関などを通じて納めます。

● 納 め る 額

支払いを受けるべき特定配当等の額の5%

(この他に、15.315%の所得税及び復興特別所得税が課税されます。)

● 特定配当等とは

特定配当等とは、上場株式等の配当等、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金をいいます。

※平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等については、県民税配当割の対象です。

● 申告と納税

特定配当等の支払いをする上場企業や金融機関などが、その支払いの際に特別徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

※ 源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割については、1年間分をまとめて翌年1月10日までに申告し、納めます。

● 市町への交付

県に納められた県民税配当割のうち59.4%が県内の市町に交付されます。